

# 様式 1 公表されるべき事項

別添

## 大学共同利用機関法人人間文化研究機構の役職員の報酬・給与等について

### I 役員報酬等について

#### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

##### ① 平成20年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

期末特別手当については、人間文化研究機構役員給与規程により、その者の業務実績に応じこれを増額し、または減額することができるとしているが、平成20年度においては、業績に反映するほどの特に顕著な業績や失態がなかったため、業務実績に基づく役員報酬の増減は行わなかった。

##### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	改訂なし
理事	改訂なし
理事(非常勤)	改訂なし
監事	適用者なし
監事(非常勤)	改訂なし

#### 2 役員報酬等の支給状況

役名	平成20年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 20,706	千円 12,792	千円 5,793	千円 2,046 (地域手当) 75 (通勤手当)	4月1日		
A理事	千円 15,577	千円 9,408	千円 4,261	千円 1,505 (地域手当) 288 (通勤手当) 115 (単身赴任手当)	4月1日		
B理事	千円 15,686	千円 9,408	千円 4,261	千円 1,505 (地域手当) 92 (通勤手当) 420 (単身赴任手当)	4月1日		
C理事 (非常勤)	千円 4,968	千円 4,968	千円	千円 ( )	4月1日		※
D理事 (非常勤)	千円 2,208	千円 2,208	千円	千円 ( )	4月1日		
C監事 (非常勤)	千円 1,524	千円 1,524	千円	千円 ( )			
D監事 (非常勤)	千円 1,524	千円 1,524	千円	千円 ( )			

注1:「地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況(平成20年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月	退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
法人の長					該当者なし	
理事A					該当者なし	
監事A					該当者なし	

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

・業務運営の効率化を図り、業務内容・業務量に応じた適正な人員配置を行い、適正な人件費の管理に努める。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

・職員の給与水準については、国立大学法人法(平成15年7月16日法律第112号)により準用される独立行政法人通則法(平成11年7月16日法律第103号)及び職員の給与改定に関する政府方針(閣議決定)に基づき、社会一般の情勢及び国家公務員の給与水準を十分考慮して適正な給与水準となるよう決定している。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

・勤務成績により年1回の昇給時に昇給の号給数に反映させるほか、勤勉手当の増減を行う。

#### [能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
本給月額 (昇格)	国家公務員給与法適用職員に準じ、勤務成績が良好で、かつ昇格基準に達している場合、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格させることができる。
本給月額 (昇給)	国家公務員給与法適用職員に準じて勤務成績を判定し、その昇給区分に応じた号給数を昇給させることができる。
賞与・勤勉手当 (査定分)	国家公務員給与法適用職員に準じ、基準日(6月1日、12月1日)以前6箇月以内の期間における、勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給する。

#### ウ 平成20年度における給与制度の主な改正点

(平成20年4月1日から実施)

##### (1) 地域手当

・地域手当の支給割合を国に準じ引き上げ(東京23区・佐倉市)。  
・国立大学法人等との円滑な人事交流及び適切な人事配置を確保するため、地域手当について特別措置を講じた。

##### (2) 広域異動手当

・広域異動の支給割合を国に準じて引き上げ。

##### (3) 勤勉手当

・6月期及び12月期の勤勉手当の支給割合を国に準じて平年度化した。

(平成20年10月1日から実施)

##### (1) 通勤手当

・交通機関等を利用する役職員の通勤手当について6箇月定期券等の価額による一括支給に変更した。

## 2 職員給与の支給状況

### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成20年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 311	歳 47.8	千円 8,515	千円 6,141	千円 210	千円 2,374
事務・技術	人 139	歳 43.4	千円 6,608	千円 4,830	千円 202	千円 1,778
教育職種 (大学教員)	人 169	歳 51.0	千円 9,948	千円 7,122	千円 217	千円 2,826
指定職種	人 3	歳 66.2	千円 16,093	千円 11,560	千円 132	千円 4,533

非常勤職員	人 67	歳 34.5	千円 3,804	千円 3,341	千円 208	千円 463
事務・技術	人 36	歳 32.4	千円 3,386	千円 2,557	千円 208	千円 829
教育職種 (大学教員)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (プロジェクト研究員)	人 30	歳 37.0	千円 4,274	千円 4,274	千円 213	千円 0

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:常勤職員及び非常勤職員の医療職種については、該当者がいないため省略した。

注3:在外職員及び再任用職員の区分については、該当者がいないため省略した。

注4:「指定職種」とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。

注5:「教育職(プロジェクト研究員)」とは、人間文化研究機構の各機関における特定のプロジェクトに従事する職員を示す。

注6:非常勤職員の教育職種(大学教員)については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

#### [年俸制適用者]

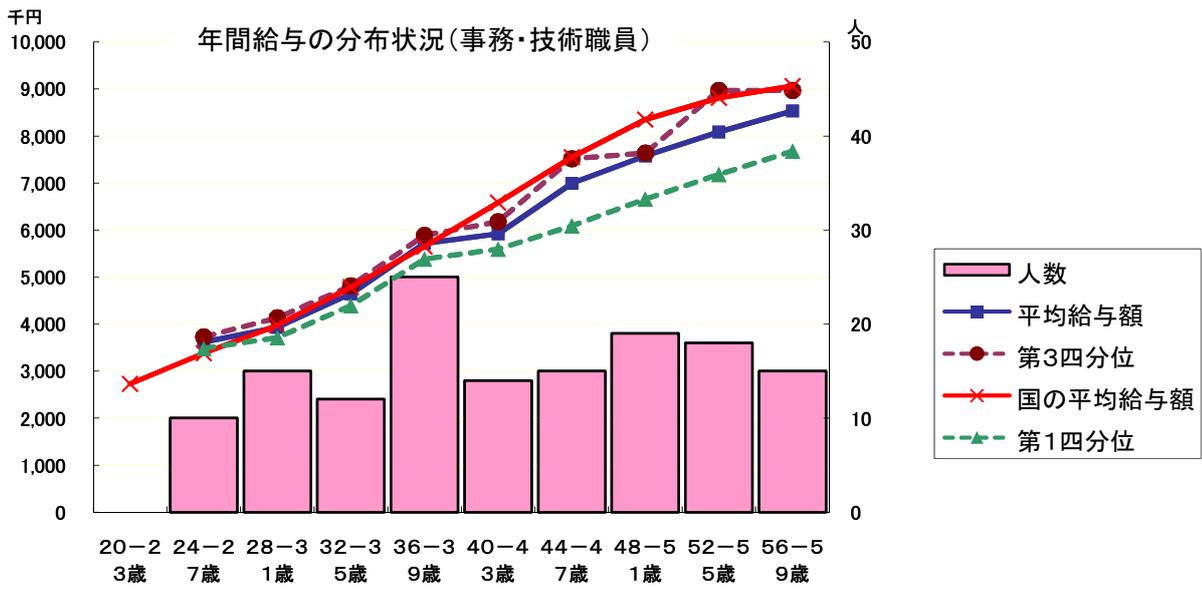
任期付職員	人 10	歳 40.2	千円 5,804	千円 5,804	千円 143	千円 0
教育職種 (地域研究推進センター上級研究員)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (地域研究推進センター研究員)	人 5	歳 39.9	千円 6,075	千円 6,075	千円 105	千円 0
教育職種 (地域研究推進センターPD研究員)	人 4	歳 33.8	千円 4,430	千円 4,430	千円 170	千円 0

注1:教育職種(地域研究推進センター上級研究員、研究員及びPD研究員)とは、関係大学・機関と研究拠点を共同設置し、拠点間のネットワークを構築して、研究を推進する地域研究推進事業に従事する者をいう。

注2:常勤職員、在外職員、再任用職員及び非常勤職員の医療職種については、該当者がいないため省略した。

注3:任期付職員(年俸制)の教育職種(地域研究推進センター上級研究員)については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

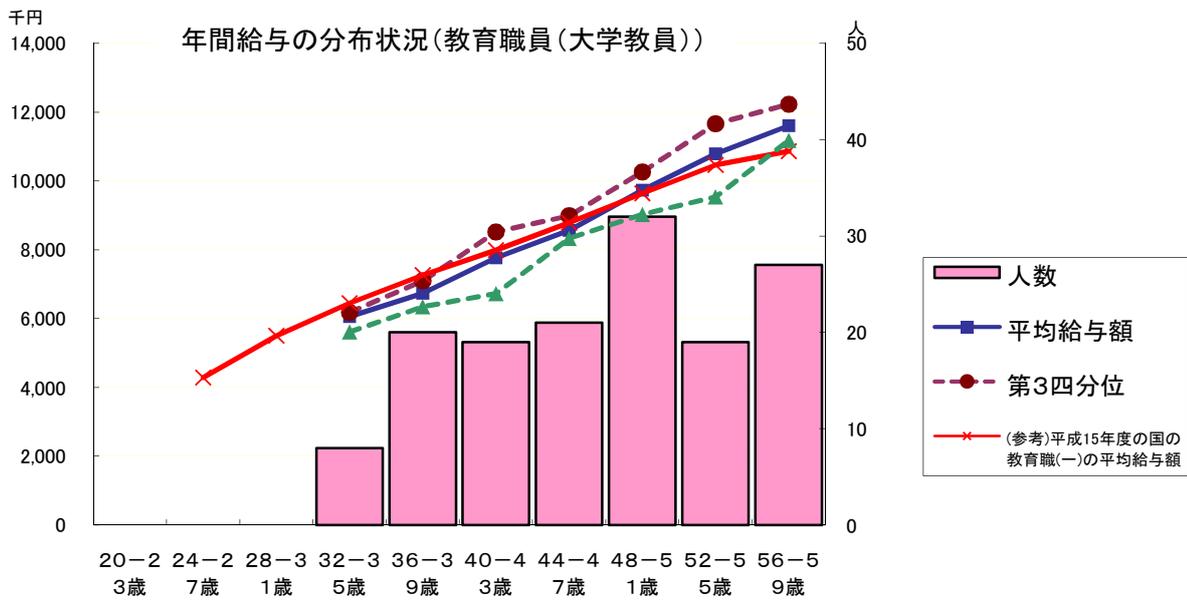
② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		第3分位	千円
部長	4	52.0	—	千円	10,991	—	千円
課長	16	52.5	8,838	千円	9,435	9,673	千円
課長補佐	16	54.4	6,965	千円	7,476	7,812	千円
係長	56	44.9	5,888	千円	6,400	6,868	千円
主任	18	38.9	4,823	千円	5,353	5,678	千円
係員	29	31.3	3,745	千円	4,180	4,334	千円

注) 部長の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1、第3分位については表示していない。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		第3分位	千円
教授	85	57.4	10,638	千円	11,402	千円	12,091
准教授	64	46.2	7,944	千円	8,549	千円	9,135
助教	20	39.6	5,824	千円	6,408	千円	6,671

③ 職級別在職状況等(平成21年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		一般職員	主任 一般職員	係長 主任	課長補佐 係長	課長 課長補佐
人員 (割合)	139 人	7 人 ( 5.0%)	21 人 ( 15.1%)	67 人 ( 48.2%)	16 人 ( 11.5%)	9 人 ( 6.5%)
年齢(最高 ～最低)		32～26 歳	36～27 歳	58～34 歳	59～48 歳	59～52 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		2,929～2,491 千円	3,680～2,662 千円	5,528～3,330 千円	5,625～4,613 千円	6,246～5,255 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		3,937～3,419 千円	4,933～3,691 千円	7,652～4,556 千円	7,836～6,512 千円	8,607～7,397 千円

区分	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位	課長	管理部長	事務局長 管理部長		
人員 (割合)	15 人 ( 10.8%)	2 人 ( 1.4%)	2 人 ( 1.4%)	該当者なし ( %)	該当者なし ( %)
年齢(最高 ～最低)	57～43 歳				
所定内給 与年額(最高 ～最低)	7,879～6,274 千円				
年間給与 額(最高～ 最低)	10,638～8,669 千円				

注:7級及び8級における該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

注:9級及び10級の標準的な職務の内容並びに資格基準については、機構長が別に定める。

(教育職員(大学教員等))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		研究員	助手 助教	講師	助教授	教授	
人員 (割合)	169 人	該当者なし ( %)	20 人 ( 11.8%)	該当者なし ( %)	64 人 ( 37.9%)	85 人 ( 50.3%)	該当者なし ( %)
年齢(最高 ～最低)			50～33 歳		61～37 歳	64～49 歳	
所定内給 与年額(最高 ～最低)			5,298～3,983 千円		6,942～4,549 千円	10,264～6,520 千円	
年間給与 額(最高～ 最低)			7,424～5,570 千円		9,807～6,386 千円	14,591～9,289 千円	

注:6級の標準的な職務の内容並びに資格基準については、機構長が別に定める。

④ 賞与(平成20年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 62.5	% 66.0	% 64.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.5	% 34.0	% 35.7
	最高～最低	% 47.0～33.2	% 44.0～30.8	% 44.1～32.2
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.8	% 67.7	% 66.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.2	% 32.3	% 33.6
	最高～最低	% 41.7～32.2	% 38.5～29.8	% 36.8～31.4

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 62.9	% 66.1	% 64.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.1	% 33.9	% 35.4
	最高～最低	% 50.6～33.2	% 46.8～30.3	% 48.6～31.7
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.1	% 68.0	% 66.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.9	% 32.0	% 33.4
	最高～最低	% 37.8～33.1	% 37.9～30.4	% 36.3～31.8

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

95.7

対他の国立大学法人等

110.3

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

101.4

注: 当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 95.7	
	参考	地域勘案 95.8 学歴勘案 93.7 地域・学歴勘案 94.8
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	/	
給与水準の適切性の検証	<b>【国からの財政支出について】</b> 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 70.7% (国からの財政支出額 13,712,397,074円、支出予算の総額 19,382,420,074円：平成20年度予算)	
	<b>【検証結果】</b> 社会一般の情勢及び国家公務員の給与水準を十分考慮して適正な給与水準に決定されている。	
講ずる措置	<b>【累積欠損額について】</b> 累積欠損額0円(平成19年度決算)	
	<b>【検証結果】</b> 適正である	
講ずる措置	引き続き、給与水準の適切性の維持に努める。	

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標

98.4

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成20年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

〔なお、昨年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。〕

### Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成20年 度)	前年度 (平成19年 度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平 成16年度)からの増△減
	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	3,366,286	3,478,815	△ 112,529 ( △3.2)	△309,535 ( △8.4)
退職手当支給額 (B)	201,823	428,519	△ 226,696 (△52.9)	△63,039 (△23.8)
非常勤役職員等給与 (C)	1,352,865	1,307,875	44,990 ( 3.4 )	223,225 ( 19.8)
福利厚生費 (D)	515,317	523,473	△ 8,156 ( △1.6)	△9,407 ( △1.8)
最広義人件費 (A+B+C+D)	5,436,291	5,738,682	△ 302,391 ( △5.3)	△158,756 ( △2.8)

#### 総人件費について参考となる事項

①「給与、報酬等支給総額」が比較減(112,529千円 3.2%減)となった理由

平成19年度末定年、任期満了退職者並びに平成20年度中の中途退職者の後任補充を抑制したことが主な要因である。

②「最広義人件費」が比較減(△302,391千円 5.3%減)となった理由

上記①の減額要因と併せて定年・任期満了等による退職手当支給額の減少が主な要因である。

③「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組の

i) 主務大臣が中期目標において示した人件費削減の取組に関する事項

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」の趣旨、及び「行政改革の重要方針」において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。

ii) 法人が中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造の改革を踏まえた見直しの方針

総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費削減を図る。

iii) 人件費削減の取組の進捗状況

#### 総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	3,728,893	3,485,727	3,478,815	3,366,286
人件費削減率 (%)		△ 6.5	△ 6.7	△ 9.7
人件費削減率(補正值) (%)		△ 6.5	△ 7.4	△ 10.4

注1: 基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額については、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

注2: 「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年度の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%である。

#### IV 法人が必要と認める事項

特になし